

公益社団法人 津歯科医師会講師等謝礼規程

第 1 条 この規程は、公益社団法人津歯科医師会（以下「本会」という。）の講師及び座談会出席者（以下「講師等」という。）に支払う謝礼の額の基準を定めることを目的とする。

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 講師等とは、本会が主催する学術講演会、研修会又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）で講師を務めた者をいう。

(2) 講師謝礼とは、本会が講師等に対して支給する業務の対価をいう。

第 3 条 講師等に対して、理事会において定める別表の上限額の範囲内にて講師謝礼を支給する。

第 4 条 本会は、講師謝礼とは別に交通費実費相当額を支給する。

2 講師謝礼および交通費は、現金をもって本人に支給する。

3 講師謝礼は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、定款第 4 2 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表

講師謝礼基準表

区分	支払額（半日）	支払額（全日）	遠距離加算
著名民間学者	10 万円	20 万円	10 万円
大学教授、民間専門研究者	8 万円	15 万円	4 万円
大学准教授、民間技術者	7 万円	13 万円	2 万円
大学講師、助教他	5 万円	10 万円	1 万円

遠距離加算とは、講演のため診療時間の犠牲が必要な場合に加えることができる謝礼である。